

神崎町教育大綱

令和4年3月

神 崎 町

はじめに

本町では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和4年3月に「神崎町教育大綱」を策定いたしました。

策定にあたっては「総合教育会議」において教育委員会と協議・調整し、令和3年3月に完成した「神崎町第5次総合計画」と整合性を図りつつ、『町の宝である子どもたちに故郷の良さを伝え 活力みなぎる「教育のまち」をつくる。』を基本目標とし、重点的に講ずべき施策等の向上を大綱に掲げました。社会情勢を一変させたコロナ禍にあって、多様な諸課題対応が求められるまちづくりの推進にあって、最も大切な教育の原点は「人づくり」であります。

この「大綱」を通じ神崎町の教育施策の方向性を共有し、「教育の力」を家庭及び学校地域が一体となり支え・発揮し、未来を担う子どもたちの健全育成に努めますとともに活力あるまちづくりの推進を図ってまいります。

神 崎 町 長 椿 等

神 崎 町 教 育 大 綱

基本目標 町の宝である子どもたちに故郷の良さを伝え
活力みなぎる「教育のまち」をつくる。

基本目標の実現に向けた重点施策

1. 未来を創り、生きる力を育む学校教育の充実

ICTを最大限活用し、すべての子どもたちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図り、「確かな学力」を育みます。

また、道徳教育やキャリア教育を充実させ、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、勤労観や職業観等、「豊かな心」を育むための教育を推進します。

さらに、家庭・学校・地域との連携を強化し、施設、相談体制などの充実を図るとともに、発酵の里こうぎきならではの文化を通して、故郷こうぎきに対する郷土愛を深め、「健やかな体」を育みます。

2. 一人ひとりが輝く生涯学習・スポーツの充実

急速に進む高齢化社会を背景に、心身共に健康で心豊かな生活を送ることができるよう「いつでも、どこでも、だれでも」自由に学び、自己を高めていくことができる学習活動やスポーツ活動に参加する機会や環境の充実に取り組みます。

また、神崎町の将来の担い手として青少年が健全育成され、その力がまちづくりに発揮されるよう各種関係団体をはじめ、家庭・地域・学校と連携を深め、青少年の自主的な社会参加とサークル・リーダーの養成を図ります。

3. 共に支えあう子ども・子育て支援の充実

子育て家庭の家族構成や就労形態の変化に伴いライフスタイルも多様化しています。仕事と子育てなどの調和が図られ、子育てしやすい環境を整備するとともに個々に応じた支援・相談体制など切れ目ない子ども・子育て支援の充実を図ります。

4. 故郷を愛する心を育む文化芸術活動の充実

貴重な歴史的・文化的遺産の保護活用を図るとともに、町民が郷土の歴史や文化にふれる機会の拡充を図り、ふるさとに対する誇りや愛する心の育成に努めます。又、自主的で創造的な文化芸術活動を支援し、個性豊かでうるおいのある地域文化の醸成を推進します。

5. 多様性を尊重しあえる交流活動の推進

世代間・地域間交流や国際交流を通じ、広い視野と豊かな人間性を育み、異文化を理解するとともに、これを尊重するグローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育を推進します。

また、町民一人ひとりが、家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場において個性と能力を十分に発揮できる地域交流活動に努めます。